

西海市DX推進計画

令和4年6月

令和6年5月改訂（第2版）



西海市さいかい力創造部

情報推進課



西海市DX推進計画の策定にあたって

近年の人口減少や少子高齢化、情報通信技術の発展、人びとの価値観やライフスタイルの多様化など、社会全体を取り巻く環境は急速に変化しています。

このような状況の中、本市が将来にわたって持続的に発展していくために、市民、地域、産業界が誇りを持ち、活躍することによって様々な課題を解決し、移住、定住、起業、就職、進学、観光などあらゆる場面で「選ばれる」地域となるよう、本市の目指すべき将来像を「活躍のまち さいかい」とし第2次西海市総合計画を策定し、市政の発展に取り組んでまいりましたが、スマートフォンの普及やインターネットの普遍化、さらには、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大の影響も重なり、人びとの生活様式や働き方は、直近において急激に変化しつつあります。

また一方で、令和元年に施行されたデジタル手続法[※]により、各省庁の行政手続は原則としてオンライン化することとし、総務省においては令和2年12月25日に「自治体デジタル・トランスフォーメーション[※]（DX[※]）推進計画」を策定しました。

政府においては、令和3年9月にデジタル庁を新設するなど、国全体のデジタル化を進展させるための動きがさらに活発化しています。

また、住民サービスの担い手である地方自治体においては、人口減少・少子高齢化という社会構造が変化する時代にあって、複雑化する地域課題解決のために、限られた経営資源を最適かつ効率的に運用すべく、様々な場面でのデジタル化への対応は待ったなしの状況にあります。

本市におきましては、DXについて、単に業務効率化等を主眼とするICT[※]の導入と捉えるのではなく、DXの推進を通じて、時間や空間の制約を克服しながら、市や市民が直面する課題への対応と新たな価値の創造を促し、住民本位の行政や持続的発展が可能な地域社会の実現を目指すものとして取り組んでまいります。

令和4年6月

西海市長 杉澤 泰彦

目 次

1	背景と目的	1
1)	社会的背景	1
2)	国の動向	1
3)	西海市におけるDX	1
2	計画の位置づけと計画期間	2
1)	計画の位置づけ	2
2)	計画期間	2
3	基本方針	3
1)	取組事項	3
①	国が示す重点取組事項	3
②	西海市独自の重点取組事項	3
	視点1：スマート市役所の推進	3
	視点2：市役所内業務の効率化	3
	視点3：民間分野のデジタル化	3
2) - ①	取組事項の詳細（国が示す重点取組事項）	4
	【書かない、待たない、簡単便利な窓口の実現を】	4
2) - ②	取組事項の詳細（市独自の重点取組事項）	11
4	推進体制	19
5	用語集	20

1 背景と目的

1) 社会的背景

- 人口減少・少子高齢化などの社会構造の変化
 - ・行政に対するニーズの多様化ならびに高度化
 - ・行政実務を担う人材の枯渇化と財政的な制約
- ICT（情報通信技術）の急速な発展
 - ・人とひとのかかわり方の変化
 - ・公共の在り方の変化
- 新型コロナウイルス感染症の拡大
 - ・人の移動や接触に大きな制限
 - ・生活や働き方に大きな変化
 - ・行政手続等におけるデジタル化・オンライン化の出遅れ

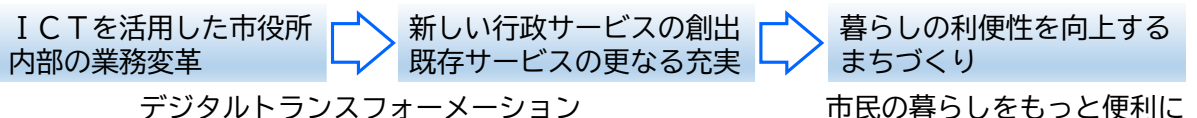
2) 国の動向

- デジタル・ガバメント※実行計画（令和2年12月25日閣議決定）
 - ※デジタル庁の発足に合わせ、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）へとブラッシュアップ
- 自治体推進計画（令和2年12月25日総務省策定）
- デジタル庁発足（令和3年9月）

3) 西海市におけるDX

- 行政DX
 - ⇒ 自治体DXの実現へ
- 地域社会DX

本市においては、デジタル技術を活用した行政内部の業務変革と効率化である「行政DX」と、その取組成果について、地域社会全体でこれを享受できる環境整備に取り組む「地域社会DX」を、自治体DX推進の両輪として推進することとします。



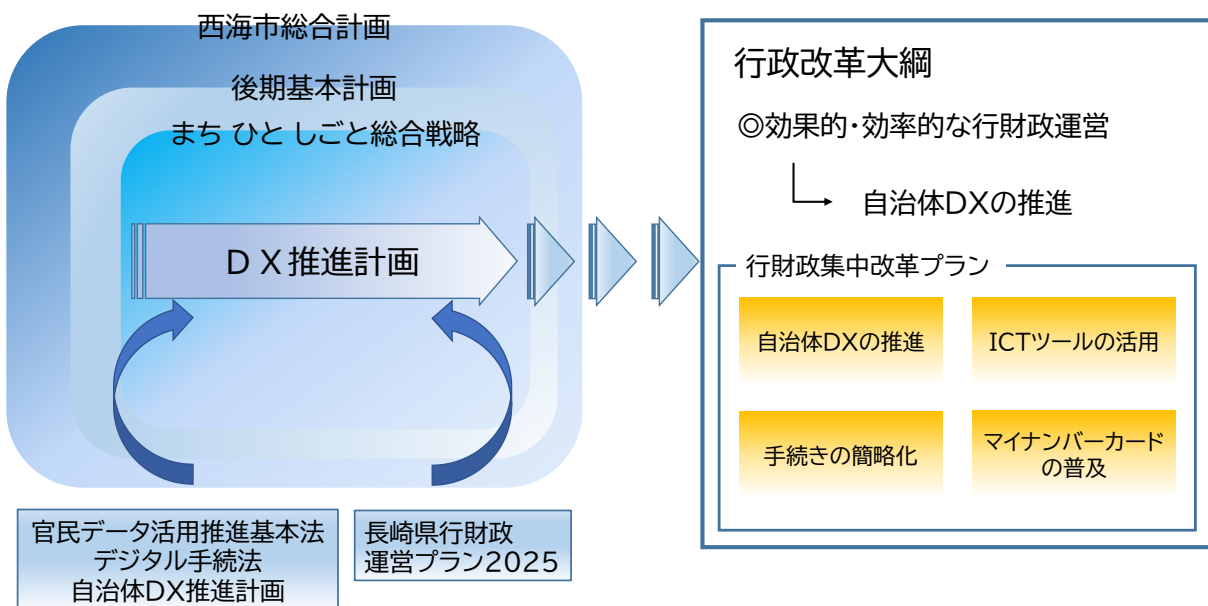
2 計画の位置づけと計画期間

1) 計画の位置づけ

本計画は、「地域情報化の推進」や「市民に身近で効率的な行財政運営」等に取り組むこととした、第2次西海市総合計画（平成29年3月）を、デジタル化の側面から推進する計画と位置付けます。

また、官民データ活用推進基本法（平成28年12月）、デジタル手続法（令和元年5月）、自治体DX推進計画（令和2年12月）や長崎県行財政運営プラン2025の内容を踏まえた計画とします。

【西海市DX推進計画の体系イメージ】



2) 計画期間

各事業の推進にあたっては、国が進める施策との整合性を図る必要があることから、計画の終期は、総務省自治体DX推進計画の計画期間である令和7年度末までに設定するとともに、社会情勢や国の動向、本市の実情に応じて適宜見直しを行っていきます。

3 基本方針

本市が提供する住民サービスの向上や、行政事務の効率化等におけるICTを活用した課題解決を図るため、総務省が策定した「自治体DX推進計画」を踏まえた「自治体DX推進手順書」において、地方自治体が取り組むべき事項として示された7つの重点取組事項を推進します。

また、本市独自の取組として、3つの視点のもと8つの重点取組事項を推進します。

1) 取組事項

① 国が示す重点取組事項

- a 自治体フロントヤード改革※の推進
- b 自治体情報システムの標準化・共通化
- c 公金収納におけるe L T A X※の活用
- d マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- e セキュリティ対策の徹底
- f 自治体のA I※・R P A※の利用推進
- g テレワーク※の推進



② 西海市独自の重点取組事項

視点1：スマート市役所※の推進

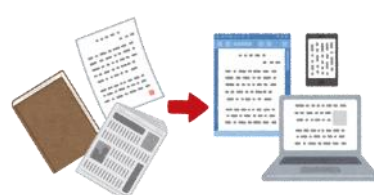
- a 行政手続のデジタル化
- b 5つのレス（ペーパーレス、F A Xレス、はんこレス、キャッシュレス、コンタクトレス）

視点2：市役所内業務の効率化

- c 未来型オフィスの実現
- d 内部事務の抜本的見直し
- e 組織・人材マネジメントの変革

視点3：民間分野のデジタル化

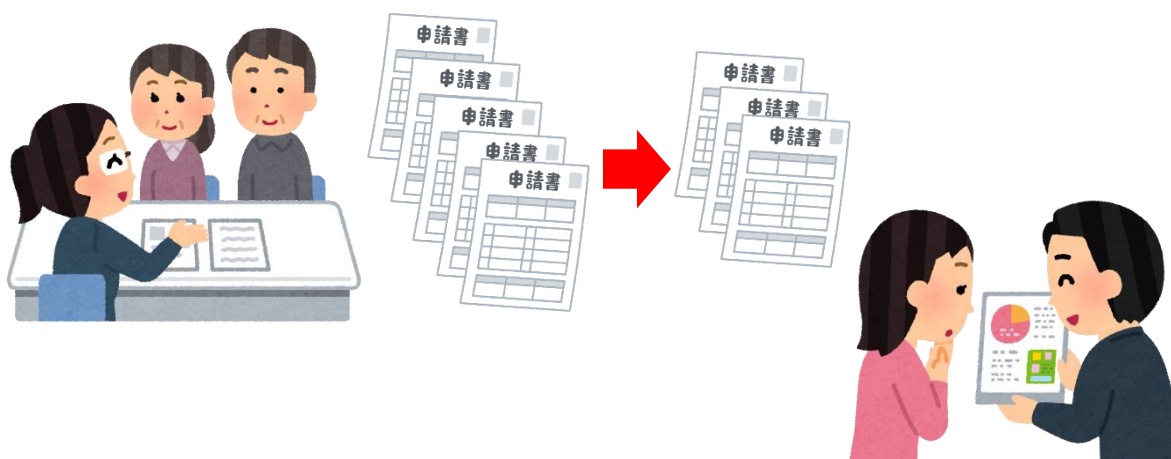
- f オープンデータ※の徹底活用
- g シビックテック※との協働推進
- h デジタルデバイド※対策の実施



2) - ① 取組事項の詳細（国が示す重点取組事項）

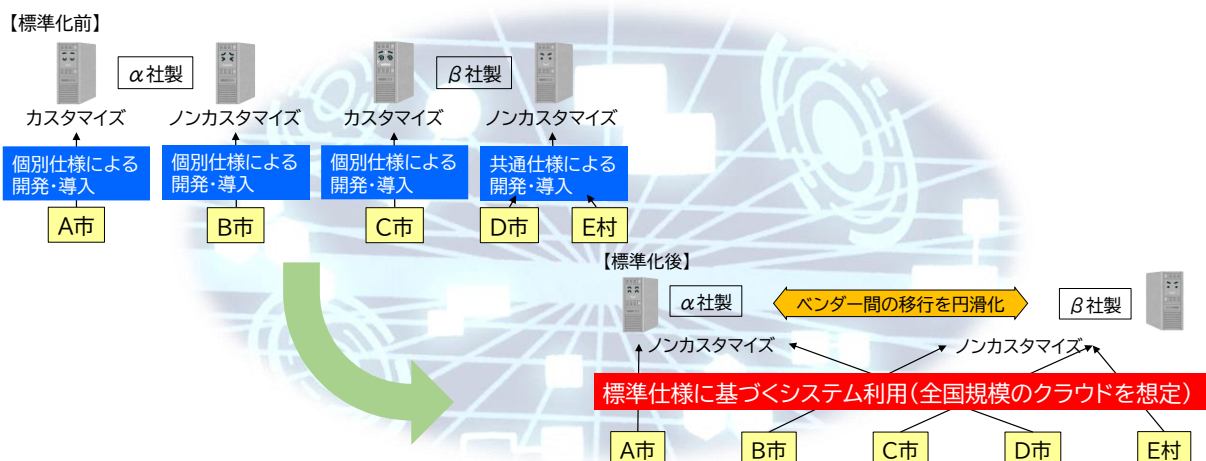
取組名	a 自治体フロントヤード改革の推進
概要	今後、少子高齢化・人口減少が進むとともに、行政においても経営資源が益々制約されていくことが見込まれる。一方で、住民の生活スタイルや行政サービスに対するニーズは年々多様化し続け、行政手続のオンライン化だけではなく、「書かないワンストップ窓口」など、行政と住民との接点（フロントヤード）改革の必要性が高まってきている。 住民サービスの利便性と業務の効率化双方の向上を進め、人的資源の選択と集中を促し、持続可能な行政サービスの提供体制を確保することを目指す。
取組	現状の窓口のありようを見つめ直し、住民・職員双方の視点から理想とする窓口像を掲げるとともに、書かない窓口の実現に向けて、窓口DX（アナログ改善およびデジタル改善）に取り組む。
工程表	
令和4年度	—
令和5年度	窓口体験調査の実施、窓口DXの方針とロードマップの作製
令和6年度	窓口DXの実行と実装
令和7年度	基幹系システムの標準化・共通化後を見据えた事務フロー構築とサービス選定（窓口DX SaaS※の活用を念頭）

【書かない、待たない、簡単便利な窓口の実現を】

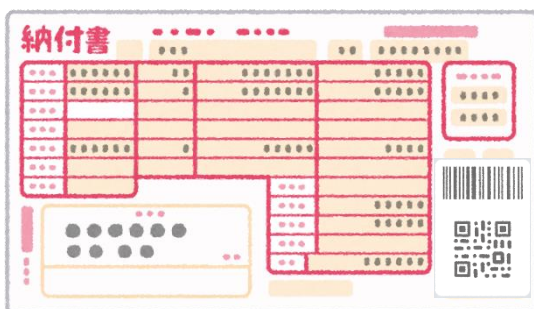


取組名	b 自治体情報システムの標準化・共通化
概要	目標時期を令和7年度とし、ガバメントクラウド※の活用に向けた検討を踏まえ、基幹系20業務のシステムを、国が策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行する。 ○基幹系20業務システム 住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、児童手当、生活保護、健康管理、就学、児童扶養手当、子ども・子育て支援、戸籍、戸籍附票、印鑑登録
取組	「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」を踏まえて、標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行が行えるよう、基幹系業務システムのベンダー※および対象業務の所管課と連携して取り組む。
工程表	
令和4年度	標準仕様確定
令和5年度	ベンダー・所管課と連携してシステム移行の準備
令和6年度	↓↓
令和7年度	年度末を目途にシステム移行

【基幹系システム標準化・共通化イメージ（ガバメントクラウド）】



取組名	c 公金収納におけるe L T A Xの活用
概要	市の普通会計に属する全ての公金並びに公営事業会計に属する公金のうち水道料金及び下水道使用料について、全国的に共通の取扱いとしてe L T A Xを活用した納付を行うことができるよう、また、納付者がどの地方公共団体に対してもe L T A Xを活用した納付を行うことができるようにする。 【特に取り組む必要がある公金】 ・ いずれの市区町村においても相当量の取扱件数があるもの 国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料 ・ 性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在するもの 公物の占有に伴う使用料等の公金（道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等）
取組	公金収納の取組を円滑に進め、また開始できるよう、本取組を取りまとめる担当課を定め、市で取り扱う公金のうち、e L T A Xを活用した納付を可能とするものの検討や、公金収納システム構成の把握、改修内容の検討を進める。
工程表	
令和4年度	—
令和5年度	—
令和6年度	取りまとめ課の決定、対象とする公金の検討並びにベンダーとの調整。
令和7年度	対応予算の計上準備



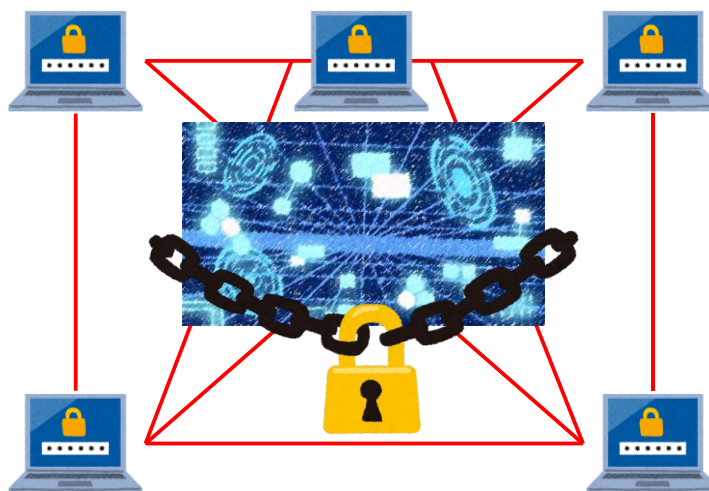
取組名	d マイナンバーカードの普及促進・利用推進
概要	マイナンバーカード取得の円滑化、行政手続のオンライン化・デジタル化等利活用シーンの拡大
取組	令和6年秋の健康保険証廃止を見据え、マイナンバーカードへの理解を促進し、希望する全ての市民が取得できるよう、申請環境及び交付体制を継続する。 また、その利活用の推進に向け、マイナンバーカードを活用した本人確認の実現により、行政手続のオンライン化を進め、窓口への来庁以外の手続手段を増やすことで、デジタル化による利便性の向上を住民へ還元する。
工程表	
令和4年度	マイナンバーカードの普及促進
令和5年度	↓
令和6年度	マイナンバーを活用したオンライン手続の拡充
令和7年度	↓

【すべての方にマイナンバーカードの利便性を】



取組名	e セキュリティ対策の徹底
概要	様々な情報を取り扱う市の情報システムにおいて、強固なセキュリティ基盤の堅持を図るとともに、サイバーセキュリティの高度化・巧妙化を踏まえ、情報セキュリティ対策の徹底に取り組む。
取組	現行の、いわゆる「三層の対策※」を堅持しつつ、業務システムの標準化・共通化の取組、ガバメントクラウドやSaaS※等のクラウドサービスの利活用、職員の効率的な働き方の実現、並びに新しい住民サービスの迅速な提供等に向けた国の動きを注視する。また、情報資産の管理を行う上で重要な4つの安全管理措置※のうち、人的安全管理措置である職員の情報セキュリティリテラシー※の向上にも積極的に取り組むことで、デジタル化社会における行政サービスの提供に向けた素養づくりを図る。
工程表	
令和4年度	自治体情報セキュリティクラウド※への移行は実施済み。引き続きセキュリティ対策の徹底を行う。
令和5年度	セキュリティポリシー改定と、職員に対するセキュリティ研修の実施
令和6年度	セキュリティ対策の徹底
令和7年度	↓

【セキュリティ対策の徹底を継続】



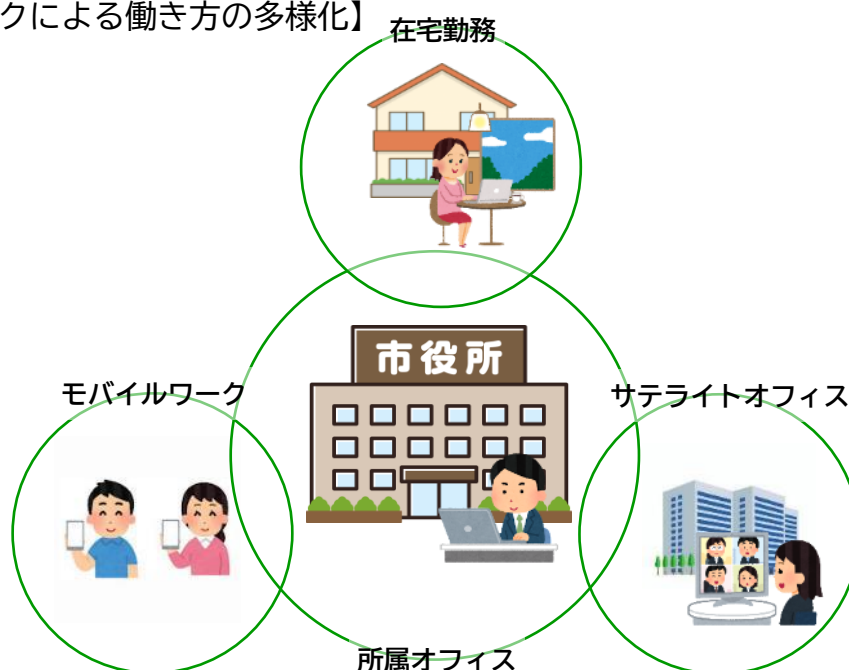
取組名	f 自治体のA I ・ R P Aの利用推進
概要	D X推進にかかる業務の見直し等を契機として、A I ・ R P A導入ガイドブックを参考に、導入と活用の推進を図る。
取組	業務の見直しを通じてもなお必要とされる定型的な作業などは、A I ・ R P Aなどを活用することで、住民への直接サービス提供や企画立案など「ヒト」でしかできない業務に注力できる体制を整える。 令和3年度の時点では、検診業務、税務および各種アンケート集計などで、A I - O C R※を導入した省力化に取り組んでいる。 5年度に実施した生成A I※の先行実証を基に、6年度から全庁的な試行運用に着手し、利用スキルの向上を目指しつつ、本運用の是非を判断する。
工程表	
令和4年度	A I ・ R P Aの導入・活用検討、促進
令和5年度	↓
令和6年度	↓
令和7年度	↓

【A I やR P Aの導入により業務を効率化】



取組名	g テレワークの推進
概要	他自治体における先進事例を参考に、セキュリティポリシーに沿ったテレワークの導入検討と、活用を推進する。業務見直し等の結果も踏まえ、対象とする業務を拡大する。
取組	本市におけるテレワークの現状は、災害発生や新型コロナウイルス感染症の感染拡大のような、緊急事態においても行政機能を維持することを目的とした、サテライトオフィスの整備にとどまっている。 今後は、時間と空間の制約にとらわれずに働くことができる、モバイルワーク※についても検討する必要があるが、セキュリティ対策や業務フローの見直し等、環境整備にも同時に取り組む必要がある。
工程表	
令和4年度	テレワーク環境の検討・推進
令和5年度	↓↓
令和6年度	↓↓
令和7年度	↓↓

【テレワークによる働き方の多様化】



2) -② 取組事項の詳細（市独自の重点取組事項）

取組名	a 行政手続のデジタル化
概要	市民や事業者が、必要な行政手続を、「いつでもどこでも」行えるオンライン環境を構築する。
取組	汎用的電子申請システムを導入し、国が進める31件（市に関連するものは27件）の手続以外にも、デジタル化できる手続を拡充する。また、スマートフォンからの申請対応も拡大していく。
工程表	
令和4年度	汎用的電子申請システムの運用開始、デジタル化できる手続の拡充
令和5年度	↓
令和6年度	↓
令和7年度	↓

【デジタル三原則に基づき、行政手続をデジタル化】

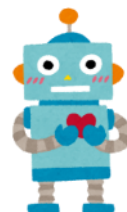
デジタル手続法の3つの原則

- 1 デジタルファースト
→ 「個々の手続・サービスを一貫してデジタルで完結」
- 2 ワンスオンリー
→ 「一度提出した書類は、二度提出することを不要に」
- 3 コネクテッド・ワンストップ
→ 「複数の手続・サービスをワンストップで実現」



取組名	b 5つのレス
概要	法令通知や規則等で必要とされるものを除き、業務フローを形作る根幹を見直すことで、紙ベースの書類や押印を要する決裁手続や対面での会議や相談受付など、オフラインかつアナログな業務フローから、オンラインかつデジタル化されたものへと転換し、業務の効率化を推進する。
取組	○ペーパーレス 内部事務のデジタル化、会議用モニターの導入など ○FAXレス メールやデジタルツールへの移行、相手方組織への協力依頼 ○はんこレス 押印廃止のルール化、電子決裁の導入、手続等のデジタル化 ○キャッシュレス 市内施設におけるキャッシュレス決済導入 ○コンタクトレス（人との接触なし） チャットボット※を実装したWEB相談、LINE等の活用による対面に限らない相談機会の提供
工程表	
令和4年度	業務調査及び実施方針作成と並行し、先行できる取組は可能な限り早期に着手。年度ごとに各「レス」の達成が見える化
令和5年度	↓
令和6年度	↓
令和7年度	↓

【オフラインからオンラインへ、アナログからデジタルへ】



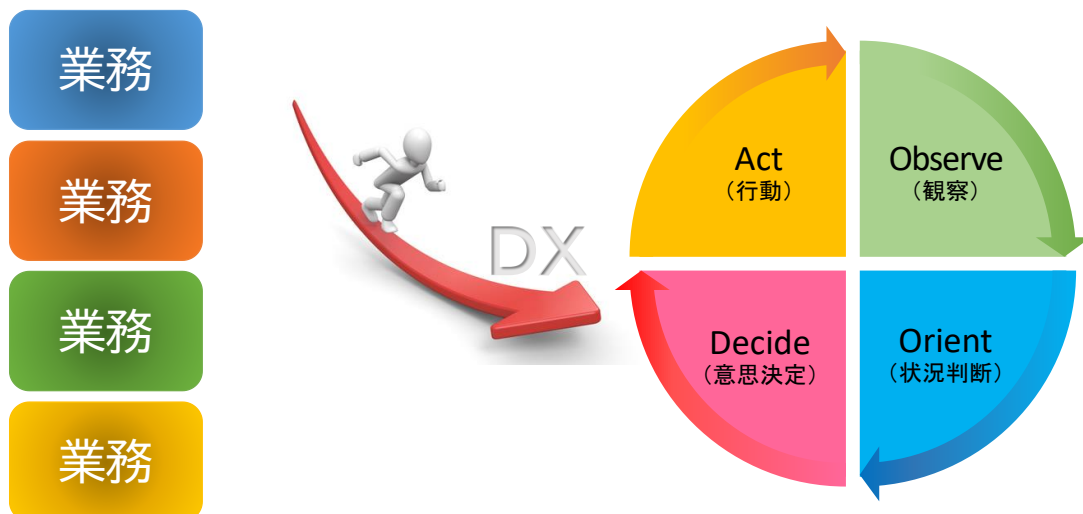
取組名	c 未来型オフィスの実現
概要	生産性を向上させながら、「場所」に縛られない新しい働き方を実現できる機能を実装した未来型オフィスを整備する。
取組	○リアルな環境整備 ・会議やチーム編成時など必要に応じてワークスペースを柔軟に構築できる什器類を導入する。 ・機動的かつ即応的な業務体制の構築を目指し、タブレットやスマートフォンなど、モバイル端末を導入する。 ○バーチャルな環境整備 ・どこからでも必要なデータにアクセスできるよう、クラウドサービスの利用を拡大する。 ・WEB会議環境の整備を図る。
工程表	
令和4年度	実行計画の作成と、効果が明らかなものについては先行導入
令和5年度	モデル部署を選定し実証実験
令和6年度	実証結果に基づき対象範囲の拡大や必要に応じた見直し
令和7年度	↓

【フレキシブルな働き方で、職員各々の生産性を向上】



取組名	d 内部事務の抜本的見直し
概要	抜本的な業務改革とデジタル化により、内部事務を最適化・効率化し、政策の企画立案などの創造的業務や、住民サービスの向上に軸足を置いた人的資源の配分を行う。
取組	○業務フローを明らかにし、プロセスの最適化を目指す。 ○業務自体を根本から見直すとともに、可能なものはデジタル化を目指す。 ○各業務間のシステム連携など、庁内システム全体の最適化
工程表	
令和4年度	業務調査
令和5年度	プロセスの最適化・制度の見直し・システム連携最適化
令和6年度	↓
令和7年度	↓

【業務プロセス最適化・業務改革の実践により、DXを推進】



OODAループ実践による「自ら考え、自走できる組織へ」

取組名	e 組織・人材マネジメントの変革
概要	DX推進体制の構築をテコにして、市の組織・人材マネジメントの在り方を変革
取組	○DX担当専門部署の構築 ○デジタル人材確保のため、外部人材の登用、職員採用におけるICT職枠の検討 ○採用試験におけるWEB面接の実施 ○デジタル人材育成における研修のオンデマンド※化、eラーニング※を主体とした研修機会の提供
工程表	
令和4年度	人材確保、人材育成に向けた継続的な取組
令和5年度	↓↓
令和6年度	↓↓
令和7年度	↓↓

【デジタル技術を活用した組織改革・人材育成】



取組名	f オープンデータの徹底活用
概要	オープンデータを活用した、民間によるアプリ開発や新たなサービスの創出、また、行政効率化への利活用など、官民協働となった取組を目指す。
取組	○オープンデータに対するニーズ把握を目的として意見交換会 ○オープンデータを推進するための基本方針の策定 ○オープンデータカタログサイトに掲載するデータの充実、標準化
工程表	
令和4年度	オープンデータの整備、意見交換会の実施
令和5年度	↓
令和6年度	↓
令和7年度	↓

【オープンデータの積極的な公開と徹底活用】



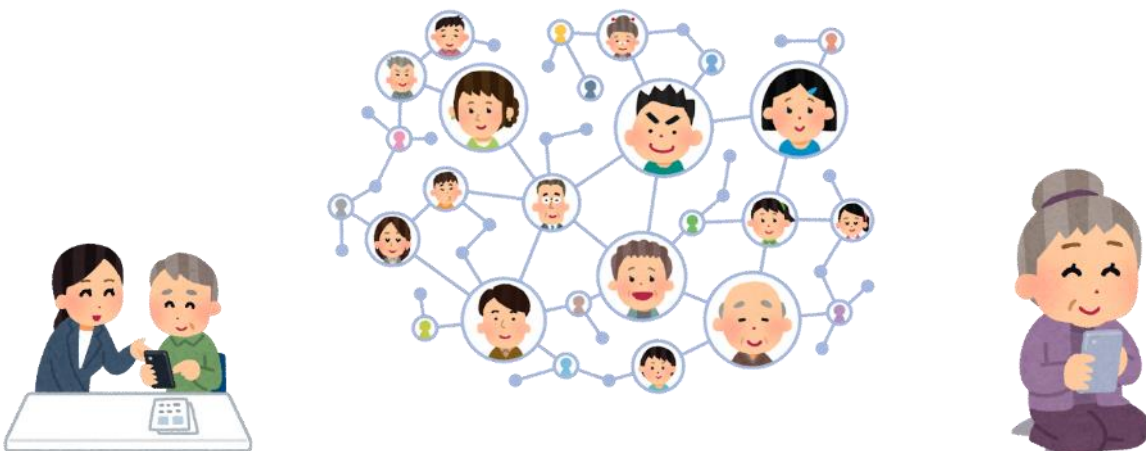

取組名	g シビックテックとの協働推進
概要	市民自身がテクノロジーを活用し、行政サービスの問題や社会課題を解決する取組に対する支援を通じて、市もともに地域社会DXに寄与する。
取組	○シビックテックとスムーズに連携が可能となるような仕組や制度を検討 ○取組に対する実証実験の場の提供 ○協働が見込める行政課題の掘り起こしと職員向けの勉強会
工程表	
令和4年度	仕組や制度を検討し、可能な取り組みに着手
令和5年度	↓↓
令和6年度	↓↓
令和7年度	↓↓

【シビックテックとの協働による地域課題の解決】



取組名	h デジタルデバイド対策
概要	デジタル機器に不慣れな方でも、行政のデジタル化によるメリットを享受できる地域社会を目指す。
取組	○行政のデジタル化に伴う、各種手続・サービスの利用方法について、スマートフォンなどの情報通信機器の取扱いやインターネットの利用の仕方など、不慣れな方や利用が不安な方に向けて、身近な場所での相談・学習が行えるよう取り組む。 ○どなたでもわかりやすく、直感的で簡単な操作が行えるよう、UI※の工夫や多言語化を意識した、利用者に優しい行政サービスの実現を目指す。
工程表	
令和4年度	デジタルデバイド対策として、スマートフォン教室を実施
令和5年度	各種行政手続・サービスのデジタル化の進捗に応じて、ニーズにマッチした市民向け研修会を計画
令和6年度	↓
令和7年度	↓

【全ての人がデジタルの恩恵を享受できる社会の実現】



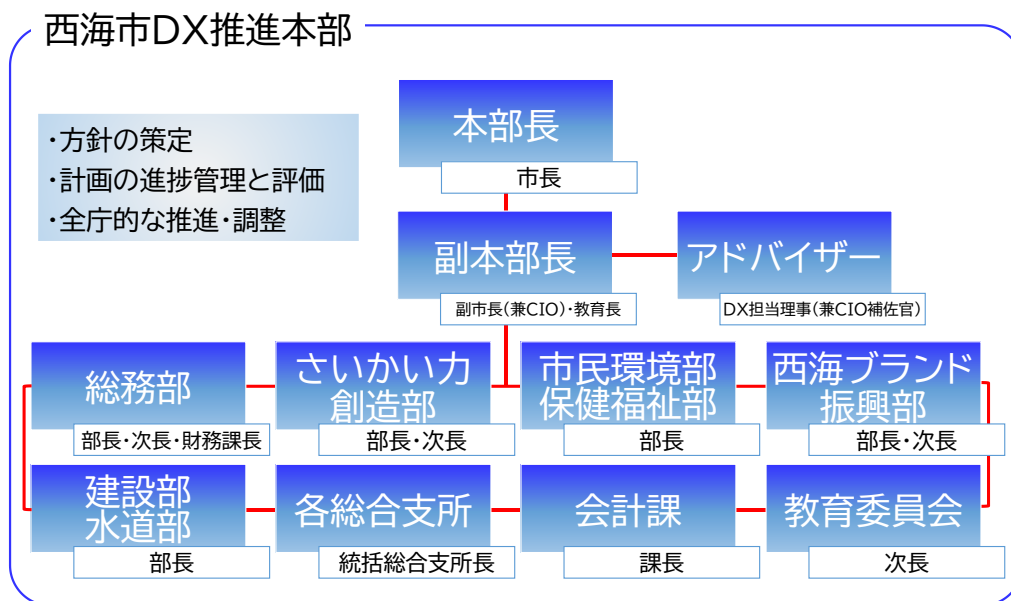
4 推進体制

市長をトップとした西海市DX推進本部において、本計画の推進を主導し、同時に進捗管理を行います。

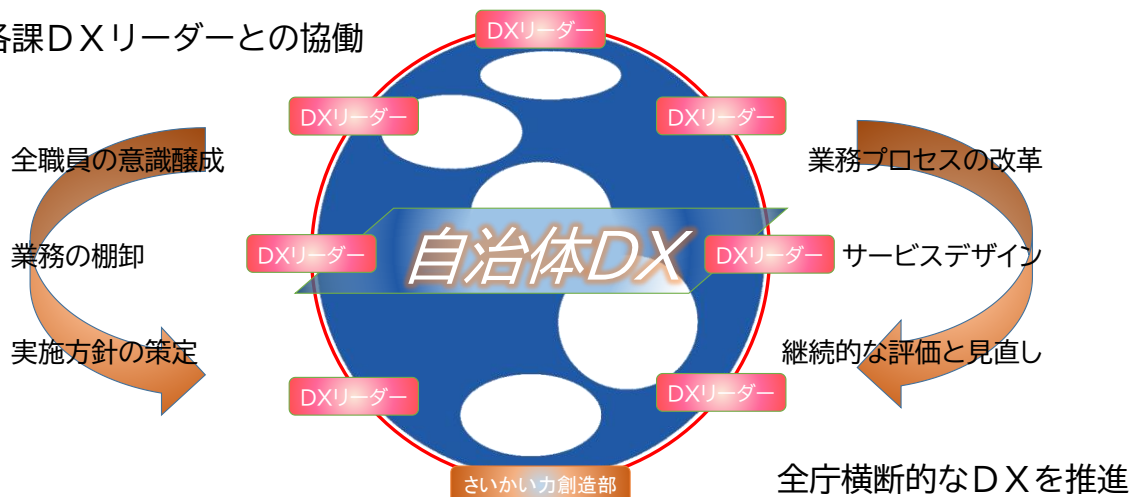
DX推進の実務にあつては、CIO※（最高情報統括責任者）である副市長のもとに、CIO補佐官として外部のデジタル専門人材を任用するとともに、さいかい力創造部情報推進課内にDX推進班を設置。さらに、各部署にも「DXリーダー」を配置し、DXに対する意識醸成と、必要な研修受講などによるスキルアップも行いながら、全庁横断的な自治体DXの推進を図ります。

また、DXを庁内だけの取組にとどめず、提供可能な行政情報は積極的に公開し、市民、企業および各団体等と広く連携・協働することで、新たな価値の創造を目指します。

【推進体制図】



各課DXリーダーとの協働



5 用語集

用語	解説	掲載頁
R P A (アールピーイー)	Robotic Process Automation の略。ソフトウェアロボットによる事務処理自動化のこと。定型的な事務処理の自動化により、業務効率化を図ることができる。	3, 9
I C T (アイシーティー)	Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称。インターネットのような通信技術を利用したサービスなどのことも指す。同様の用語として I T (Information Technology) があるが、国際的には I C T が一般的で、国内においても定着しつつある。	市長挨拶、1, 3, 15
e (イー) -ラーニング	主に、インターネットを利用した学習形態のこと。または、そのための情報システムを指すこともある。	15
A I (アイ)	Artificial Intelligence の略。いわゆる人工知能のことで、人の「知的活動（学習・推論・判断など）」をコンピュータプログラムとして実現すること。また実現した機能の活用に関する技術のこと。画像や音声認識、言語処理、データ予測などで利用されている。	3, 9
e L T A X (エルタックス)	地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステム。	3, 6

用語	解説	掲載頁
A I - O C R （オーシーアル）	A I を活用した O C R （Optical Character Recognition）の略。紙ベースの書類からアナログの文字情報を読み取り、コンピュータで利用できるデジタルの文字コードに変換する技術。	9
オープンデータ	機械判読に適した形式による、二次利用が可能なルールで公開されたデータ。誰でも、許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布などができるデータ	3, 16
オンデマンド	ユーザーの要求があった際に、その要求に応じて適時サービスを提供すること。	15
ガバメントクラウド	政府がデジタル化を進める上で活用するための I T プラットフォーム環境	5, 8
S a a S （サ-スまたはサ-ズ）	窓口 D X S a a S を参照	4, 8
三層の対策	三層の対策とは、行政が業務で利用するデータの保管領域や、それら処理するシステムが構築されている領域を、外部のインターネット接続やサービスを提供する部分と分離することによってセキュリティを高める仕組みのことをいう。2015年に起きた日本年金機構における情報漏洩事件後に、自治体の情報セキュリティを高めるための対策として導入された。	8

用語	解説	掲載頁
C I O (シーアイオー)	Chief Information Officer の略。日本語において一般的には最高情報責任者と訳される。組織内の I C T 戦略を立案・実行する際の責任者としての役割を担う。	19
自治体情報セキュリティクラウド	都道府県及び市区町村が、Webサーバーなどを集約し、監視及びログ分析・解析をはじめ高度のセキュリティ対策を実施するもの。	8
自治体フロントヤード改革	地方公共団体における住民と行政との接点（フロントヤード）における、「書かないワンストップ窓口」など、住民サービスの利便性向上と業務の効率化を進めるための取組。	3, 4
シビックテック	civicとtechnologyの造語。市民がテクノロジーを活用して、社会や地域が抱える課題の解決を目指す取り組みや技術の総称を指す。	3, 17
情報セキュリティリテラシー	情報セキュリティに対して正しい知識を持ち、情報資産を適切に取り扱うことができる能力 ※リテラシー＝元は「読み書きの能力」をさし、現在は、「特定事項についての知識や能力」といった意味でよく用いられる。	8
スマート市役所	A I や R P A など、I C T 技術を駆使して定型的な業務を自動化したり、業務システムの連携・統合運用による効率的な行政サービスを提供したりすることが可能な市役所のあり方のこと。	目次, 3

用語	解説	掲載頁
生成A I	従来のA I（人工知能）が、与えられた情報に基づく推理や、作業の自動化が主目的であることに対し、生成A Iは、データのパターンやデータ相互の関係性を学習し、新しいデータ（文章・画像・音声等）を生成することを目的としている。	9
セキュリティポリシー	企業や組織における情報資産のセキュリティ対策の方針や行動指針のこと。	8, 10
チャットボット	「チャット」（ネットワーク上でのリアルタイムのやり取り）と「ロボット」を組み合わせた造語で、文字情報または音声を通じ、自動的に会話するプログラムのこと。	12
DX（ディーエックス）	Digital Transformation の略。元の定義は、「デジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させていくこと」とされる。社会や組織・ビジネスシーンにおけるDXは、デジタル技術を用いて単純に省人化、自動化、効率化、最適化することが目的ではなく、既存業務を俯瞰的に見直し、何のためにその業務を行うかを考え、課題を解決することととらえます。	市長挨拶， 目次、1， 2， 3， 4， 9， 14， 15， 17， 19
デジタル・ガバメント	デジタル技術を活用しながら行政サービスを見直し、社会問題の解決や経済成長を実現するための政府の取組のこと。デジタル・ガバメント実行計画に基づき推進することとされている。	1

用語	解説	掲載頁
デジタル手続法	デジタル技術を活用し、行政手続などの利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めた法律のこと。	市長挨拶、2
デジタル・トランスフォーメーション	DXと同義	市長挨拶、2
デジタルデバイド	パソコンやスマートフォン類、インターネットなどの情報技術を利用する能力及びアクセスする機会を持つ人と持たない人との間に情報格差が生じる問題のこと。	3, 18
テレワーク	tele（離れたところ）とwork（働く）を組合せた造語。在宅勤務や本社と異なる場所に設置した事務所で勤務するサテライト勤務など I C Tを活用し、時間や場所を有効活用できる柔軟な働き方の一例。	3, 10
ベンダー	vendorが語源で、販売業者・売主のこと。user（ユーザー）の対義語。業界によりあててる意味が異なるが、I C T関連においては、大まかにハードウェアやソフトウェア、システムを販売する業者のことを指す。	5, 6

用語	解説	掲載頁
窓口DX SaaS	自治体窓口DXを推進しやすくするための機能をSaaS（Software as a Service＝サースまたはサーズ。サービス提供事業者が提供するソフトウェアを、インターネットを介してユーザーが利用するサービス。）として提供することで、地方自治体における「書かないワンストップ窓口」の実現を支援する国の取組。地方自治体が窓口DXに少しでも取り組みやすくなることを目指す。	4
モバイルワーク	テレワークの一つの形態であり、いつ、どこでも業務が可能な働き方を指し、在宅勤務とは区別される。業務効率化に寄与する一方で、セキュリティに対するリスクが高まるデメリットもあるので、適する業務の選定や勤務状況の管理を慎重に行わなければならない。	10
UI（ユーイ）	User Interface の略。パソコンやスマートフォンなどで、利用者が操作するために接する部分のこと。キーボードやマウス、タッチスクリーンなど機械的な要素のものと、画面上に表示されるメニューやアイコン、操作の手順などの視覚的な要素、操作音や警告音、文字の読み上げと知った聴覚的な要素を含む。	18

用語	解説	掲載頁
4つの安全管理措置	組織として、個人情報を含む情報資産を安全に管理するための観点のこと。1. 組織的安全管理措置、2. 人的安全管理措置、3. 物理的安全管理措置、4. 技術的安全管理措置からなる。 1は、情報セキュリティのルールや管理体制の整備、2は、情報セキュリティに対する従業員の意識向上、3は、情報資産の保管先への入退室制限など、文字通り物理的な対策、4は、情報システムやネットワーク、ソフトウェアなどにより、技術的な側面から、それぞれ情報漏洩を防止することを目的とする。	8